

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月5日

【会社名】 世紀東急工業株式会社

【英訳名】 SEIKITOKYU KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤俊昭

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園二丁目9番3号

【縦覧に供する場所】
世紀東急工業株式会社 北関東支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目1番1号)
世紀東急工業株式会社 東関東支店
(千葉市中央区村田町1106番地)
世紀東急工業株式会社 横浜支店
(横浜市都筑区荏田南三丁目1番31号)
世紀東急工業株式会社 名古屋支店
(名古屋市千種区今池五丁目24番32号)
世紀東急工業株式会社 関西支店
(大阪市北区野崎町7番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年 6月27日に提出いたしました第65期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、道路の舗装材料を製造・供給する工場を保有しており、一部の工場は複数の会社で共同運営しています（以下「JV工場」といいます）。JV工場の売上高及び売上原価については、当社の決算上、出資比率相当額を当社の売上高及び売上原価に取り込んでいますが、JV工場の会計処理の中で、当社が、JV工場から購入した資材に係るJV工場の売上高及び当社の仕入れに関連した売上原価について、内部取引に係る相殺消去処理の漏れが判明いたしました。

これにより、当社は過年度の決算を訂正するとともに、平成25年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書及び平成26年3月期第1四半期から平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬は、JV工場に関する業務プロセスにおいて、内部取引の消去に関する手続が不足していたことが原因であり、財務報告に重要な影響を及ぼしていることから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実判明が翌事業年度以降となつたためであります。上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書において適正に訂正しております。

当社としては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、JV工場に関する業務プロセスにおいて、内部取引の消去に関する手続の整備・運用を行い、財務報告の信頼性を確保していく方針であります。